

令和 6 年 第 1 回

南阿蘇村議会臨時会会議録

令和 6 年 1 月 30 日 召集

南阿蘇村議会

会 期 日 程

会期 1 日間

令和 6 年第 1 回 臨時会

期 日	曜日	区 分	時 間	日 程
1 月 3 0 日	火	本会議	午前 1 0 時	開会宣言 提出議案上程 会議録署名議員の指名 会期の決定 上程議案説明 質 疑 討 論 採 決 閉会宣言

第 1 号

1月30日 (火)

令和6年第1回南阿蘇村議会臨時会 議事日程

令和6年1月30日(火)
午後1時00分 開会
於 南阿蘇村役場 議場

開会宣言

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定について
日程第3 提案理由の説明
日程第4 議案第1号 南阿蘇村過疎地域持続的発展計画の変更について
日程第5 議案第2号 村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第6 議案第3号 南阿蘇村手数料条例の一部を改正する条例の制定について
日程第7 議案第4号 令和5年度南阿蘇村一般会計補正予算(第8号)について
日程第8 議案第5号 財産の取得について(あそ望郷くぎの公園整備事業に係る財産)
日程第9 議案第6号 財産の処分について(滑川砂防事業に係る財産)
日程第10 議案第7号 財産の処分について(阿蘇白水温泉瑠璃)
日程第11 議案第8号 指定管理者の指定について(水加工場はくすい)
日程第12 議案第9号 指定管理者の指定について(物産館自然庵)
日程第13 議案第10号 指定管理者の指定について(南阿蘇村パークゴルフ場)
閉会宣言

2. 出席議員は次のとおりである。(14名)

1番	辰 巳 和 美	8番	丸 野 健一郎
2番	岡 智 則	9番	桐 原 純 男
3番	坂 田 正 也	10番	工 藤 保 雄
4番	河 内 克 也	11番	笠 野 眞 喜
5番	市 原 恵 一	12番	橋 本 功
6番	今 村 輝 宏	13番	後 藤 征 昭
7番	今 村 竜 喜	14番	山 室 昭 憲

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

村 長	吉 良 清 一
副 村 長	児 玉 みどり
教 育 長	今 村 了 介
総 務 課 長	藤 本 哲 章
政策企画課長	野 口 幸 広
教育委員会事務局長	福 本 道 昭
建 設 課 長	笠 功 祐
会 計 課 長	飛 瀬 和 徳

健康推進課長	園 田 秀 也
農 政 課 長	下 田 朱 美
住民福祉課長	高 宮 喜美男
税 務 課 長	片 島 弘 幸
産業観光課長	今 村 洋 一
水・環境課長	今 村 隆 博
保 育 所 長	荒 牧 百合子
定住促進課長	梅 田 雄 治
子育て支援課長	吉 弘 泰 彦

5. 職務のため会議に出席した者の職・氏名

議会事務局長	桐 原 恵
議会事務局主幹	佐 藤 桂 輔

開会 午前10時00分



○**議会事務局長 桐原恵** おはようございます。開会の前に、能登半島地震で犠牲になられた方に対しまして、黙禱をささげたいと思います。皆様、御起立をお願いいたします。

黙禱。御直りください。御着席をお願いいたします。

○**議長山室昭憲** おはようございます。定足数を満たしておりますので、ただいまから、令和6年第1回南阿蘇村臨時会を開会いたします。

一同、その場に御起立をお願いします。

礼。

おはようございます。御着席をお願いします。会議を始める前に議長からお願いを申し上げます。マスクの着用については、個人の判断に委ねます。発言される場合は、マスクを外し、マイクを使って御発言をお願いします。会議中の携帯電話は電源を切っていただくか、マナーモードにしておいてください。これより本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、9番、桐原純男議員、10番、工藤保雄議員を指名します。日程第2、会期の決定についてを議題といたします。お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○**議長山室昭憲** 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日限りと決定をいたしました。



日程第3 提案理由の説明

○**議長山室昭憲** 日程第3、提案理由の説明、日程第4、議案第1号、南阿蘇村過疎地域持続的発展計画の変更についてから、日程第13、議案第10号、指定管理者の指定についてまでを議題とし、村長に提案理由の説明を求めます。村長。

○**村長 吉良清一** おはようございます。まず能登半島地震で被災された方々にお悔やみとお見舞いを申し上げます。災害派遣につきましては、1月15日から職員2名を七尾市に派遣しており、1週間交代で、現在、3週目に入っております。取りあえず、4週間派遣することとし、それ以降は、先方の状況、また、熊本県からの派遣要請などを考慮しながら対応してまいりたいと考えております。それと、職員によります当直時の飲酒が新聞、テレビで報道されて、村民の皆様からの信頼をそこない村のイメージを落とす事態となり

ました。深く反省をするとともにこのようなことが二度と起きないようにしなければなりません。当直におきましては、職員を置かない、置かなくても対応できるような方法を現在考えております。また、日直につきましても、どのような方法が1番いいのか、現在庁内で検討、協議をしております。議員各位の御意見も伺いながら、3月議会までには調整を済ませ令和6年4月以降に新しい体制で臨みたいと考えております。

それでは、提案理由の説明を行います。本日議案としまして、本臨時会に上程しておりますのは、計画の変更が1件、条例の一部改正が2件、令和5年度補正予算が1件、財産の取得が1件、財産の処分が2件、指定管理者の指定が3件、以上10件となっております。御審議いただき議決をいただきますようお願い申し上げます。それでは各議案について御説明申し上げます。

初めに議案第1号、南阿蘇村過疎地域持続的発展計画の変更についてであります。本議案は、令和3年9月策定の南阿蘇村過疎地域持続的発展計画において、新たな事業として、南阿蘇鉄道に関する事項を追加する必要が生じたため、特別措置法第8条第10項の規定において、準用する同条第1項の規定により、その議決を求めるものであります。変更事由としましては、令和5年3月策定の南阿蘇村、南阿蘇鉄道再構築実施計画に変更が生じたことに伴い、当該過疎計画においても同様に明記する必要があるため、定めるものであります。

次は議案第2号村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本議案は、村政において、たび重なり生じた諸問題、源泉所得税の徴収漏れ問題、堆肥センター契約違反問題、職員の当直時における飲酒問題と村民の信頼を損なう事態に対しまして、村の最高責任者としての責任を明らかにするため、私の給料月額を令和6年2月1日から令和6年4月30日までの3か月間、30%減額とするため、所要の改正を行うものであります。本議案につきましては、昨年12月、定例会に上程しましたが、問題解決のめどが立っておらず、そちらを優先すべきとの御意見を賜り、否決となりましたが、このたび、源泉所得税の徴収漏れ事案に一定の納入めどが立ったこと、また、当直時の飲酒問題において、村民の信頼を損ねたことに対し、その責任を重く受け止め、自らを今占めるものであります。村民の皆様には、度重なる不祥事により、村政に対する不信感と御迷惑をおかけしたことに対しまして、深くおわびを申し上げますとともに、今後は、関係法令を徹底し、適正な村政の運営に努めてまいります。議会の皆さんにおかれましては、御審議をいただき、御承認いただきますようよろしくお願いをいたします。

次に議案第3号、南阿蘇村、手数料条例の一部を改正する条例、条例についてであります。本議案は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が令和5年12月6日に公布され、戸籍法の一部を改正する法律

とともに、令和6年3月1日に施行されることに伴い、条例の一部を改正する必要が生じたため、議決を求めるものであります。改正内容は、本籍地以外での戸籍等の取得及び行政機関での戸籍関係書類の提出、省略を目的とした戸籍及び除籍電子機器証明書の発行を可能とするため、所要の改定を行うものでございます。次は補正予算です。議案第4号、令和5年度南阿蘇村一般会計補正予算第8号についてであります。今回の補正予算は歳入歳出それぞれ2億811万3,000円を増額し、総額を132億3,194万8,000円とする補正予算であります。歳入補正の内容につきましては、国の経済対策である、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に係る国庫補助金5,811万3,000円、グリーンピア南阿蘇売払い収入1億5,000万円を追加計上しております。主な歳出の補正内容につきましては、総務費において、本年元旦に発生しました、令和6年能登半島地震に係る被災地支援経費として203万円、グリーンピア南阿蘇売払い収入の1億5,000万円を全額基金へ積み立てることとしております。また、令和6年度により、令和6年度より、森林環境税の開始に係るシステム改修事業として888万円を計上しております。民生費におきましては、国の経済対策である、住民税均等割のみ非課税世帯へ、10万円の給付金事業に4,304万1,000円、また、低所得者、子育て世代の18歳以下の子どもへ、5万円の給付金加算事業として1,506万9,000円を増額しております。以上が補正予算に係る説明であります。次は財産の取得案件です。議案第5号、財産の取得についてであります。本議案は、道の駅くぎの公園整備事業に伴う事業用地を取得するため、南阿蘇村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。取得する財産は、記載のとおりでございます。次からは、財産の処分案件がこれが2件ございます。議案第6号、財産の処分についてであります。本議案は、熊本県が施行する滑川砂防事業に伴う事業用地として、村有地を売却するため、南阿蘇村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。処分の金額などは記載のとおりでございます。次に議案第7号、財産の処分についてであります。本議案は、白水温泉瑠璃の売却につきまして、条件付公募型プロポーザルの結果により、処分の相手方を決定いたしましたので、南阿蘇村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。処分の金額及び、処分の相手方などは記載のとおりでございます。次からは、指定管理者の指定案件が3件です。議案第8号、指定管理者、管理者の指定についてであります。本議案は、南阿蘇村水加工場白水につきまして、指定管理者の選定の結果、指定管理者候補を決定いたしましたので、地方自治法第244条の2第6項の規

定により議決を求めるものであります。選定しました候補者は、名水みなみあそ株式会社代表取締役甲斐文祥氏であります。指定期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日間までとなります。次に、議案第9号、指定管理者の指定についてであります。本議案は、南阿蘇村物産館自然庵につきまして、指定管理者の選定の結果、指定管理者候補を決定いたしましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を求めるものであります。選定しました候補者は、株式会社SW勝、代表取締役社長後藤忠勝氏であります。指定期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日までとなります。次に議案第10号、指定管理者の指定についてであります。本議案は、南阿蘇村パークゴルフ場につきまして、指定管理者の選定の結果、指定管理者候補を決定いたしましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を求めるものであります。選定しました候補者は、株式会社SOLV 代表取締役坂郷治氏であります。指定期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日までとなります。以上が提案理由の説明であります。御理解をいただき、議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長山室昭憲 以上で、提案理由の説明を終わり、これより議案ごとに審議を行います。議案第1号、南阿蘇村過疎地域持続的発展計画の変更についての質疑に入ります。質疑ありませんか。ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長山室昭憲 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長山室昭憲 討論なしと認めます。これで討論を終わります。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

○議長山室昭憲 全員賛成により、本案は、原案どおり可決されました。議案第2号、村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑に入ります。質疑ありませんか。4番河内議員。

○4番河内克也 はい。4番、河内です。議案第2号について質問をいたします。先ほど村長の御説明で、三つの問題の所得で徴収漏れ問題のある程度めどが立ったということです。先ほど定例会で、村民の皆様、関係者の皆様におわびそれから御説明それから事務処理が大切だということを申し上げました。ちょうど5日前の全員協議会で、このことについては御説明がありましたが、大事なことです。再確認をいたします。ちょっと事務処理状況82%ということでした。ある程度、税理士さんのお力もお借りしてという話もありましたし、期限という問題もあります。いつまで処理をするかということもあります。

その点について、再確認させていただきます。お願いします。

○議長山室昭憲 総務課長。

○総務課長 藤本哲章 はい。総務課長の藤本です。今の件についてお答えいたします。源泉徴収漏れ分につきましてははですね、3月末日までに徴収を収納完了したいと思っております。通知のほうはもう先週、お送りしておりますので、再度確認をしながらですね、適宜、対応していきたいと思っておりますので、御報告いたします。以上です。税理士さんにつきましてははですね、今のところ対応してくれる税理士さんを今探しているところで、今週、今日ですかね、午後ちょっとまた緒方税理士さんという方がおられまして、その方に確認をした後に、再度お願いをしようと考えておりますので、税理士さんの対応も今検討しているところでございます。以上です。

○議長山室昭憲 ほかに質疑ありませんか。はい。橋本

○12番橋本功 はい、12番橋本です。関連質問になりますけども、議長お許してください。先般、私質問しましたときに、堆肥センター0.5%、また職員の当直のにつきましては10%と計15%の処分を自ら行いたいというお話が、村長のほうからございました。しかしその内容につきましてはですね、ただ村民に、おわびをしたいと、これはおわびをかけて、御迷惑をかけているというお話も村長からお伺いいたしました。しかし、私が村長に、度々質問をして、こういうことじゃどういたしますかということをしているわけでございますけども、そのために、いつもの不適切な言葉が返ってくるわけでございます。一方、隣町のことを申すといきませんけども、高森の草村村町長は非常に重い責任を持ってやっておられます。一方、私どもは、この三つの大きな問題が新聞にまで出て、報道され、村民からあるいは村外の方からも、大変、南阿蘇は非常に何か常に問題があっっていますなというのを聞きます。こうしたことに対して、本当に、大きな責任を感じておられるのか、どうも、村長の資質を問うような気がいたしてなりません。私は3か月というのは重いという方もおられますかもしれませんが、この大きな三つの問題を、3か月でこれで済ませようという、村長の、考え方っていうのはいかがなものかと思いました。村長いかがでしょうか、再度お尋ねいたします。

○議長山室昭憲 吉良村長。

○村長 吉良清一 ただいま御質問いただきました。この負担割合等につきましてははですね、先日の全協で、御説明いたしましたけれども、30%の3か月ということで、今回は、提案をさせていただいております。いろいろ考えた末のこういう処分でございますので、そこは何とか、御理解をいただきたいというふうに考えております。

○議長山室昭憲 はい、12番、橋本議員。

○12番橋本功 村長の今のお話を聞きますと、責任は感じてるとはしなが
ら、何か言葉が軽いように聞こえてなりません。やっぱ大きなこういう1第の
責任を持つためには、自らがもう少しですね、責任を果たしていただければと
私は感じております。以上でございます。

○議長山室昭憲 ありませんね。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長山室昭憲 質疑なしと認めます。討論を行います。討論ありませんか。討
論なしと認めます。これで討論を終わります。本案に賛成の方は挙手をお願い
します。賛成多数により、本案は、原案どおり可決されました。議案第3号、
南阿蘇村手数料条例の一部を改正する条例の制定についての質疑に入ります。
質疑ありませんか。1番辰巳議員。

○1番辰巳和美 1番辰巳です。すいません、手数料が上がることは分かります
が、いくら上がるのか元の値段と教えていただきたいと思います。

○議長山室昭憲 高宮課長。

○住民福祉課長 高宮喜美男 住民福祉課の高宮です。ただいまの質問につい
てお答えいたします。手数料はですね、変わりませんで、条例の一部だけを変
更するものであります。新旧対照表がありますのでそちらのほうを御参照し
ていただきますよう、お願いいたします。

○議長山室昭憲 いいですね。はい。ほかに質疑ございませんか。ありませんね。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長山室昭憲 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長山室昭憲 討論なしと認めます。これで討論を終わります。本案に賛成の
方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

○議長山室昭憲 全員賛成により、本案は原案どおり可決されました。

○

○議長山室昭憲 議案第4号、令和5年度南阿蘇村一般会計補正予算第8号に
ついての質疑に入ります。質疑ありませんか。ありませんね。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長山室昭憲 質疑なしと認めます。これで質疑を終わり、討論を行います。
討論はありますか。ありませんね。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長山室昭憲 討論なしと認めます。これで討論を終わります。本案に賛成の
方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

○議長山室昭憲 全員賛成により、本案は原案どおり可決しました。

-----○-----

○議長山室昭憲 議案第5号、財産の取得について、あそ望に郷くぎの公園整備事業に係る財産の質疑に入ります。質疑ありませんか。質疑ありませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長山室昭憲 これで質疑を終わります。討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長山室昭憲 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案に賛成の方は挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

○議長山室昭憲 全員賛成により、本案は原案どおり可決されました。

-----○-----

○議長山室昭憲 議案第6号、財産の処分について、滑川砂防事業に係る財産の質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長山室昭憲 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長山室昭憲 討論なしと認めます。これで討論を終わります。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

○議長山室昭憲 全員賛成により、本案は原案どおり可決されました。

-----○-----

○議長山室昭憲 議案第7号、財産の処分について、阿蘇白水温泉瑠璃の質疑に入ります。質疑はありますか。ありませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長山室昭憲 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長山室昭憲 討論なしと認めます。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

○議長山室昭憲 全員賛成により、本案は原案どおり可決されました。

-----○-----

○議長山室昭憲 議案第8号、指定管理者の指定について、水加工場白水の質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長山室昭憲 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長山室昭憲 討論なしと認めます。これで討論を終わり、本案に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

○議長山室昭憲 全員賛成により、本案は原案どおり可決されました。

○

○議長山室昭憲 議案第9号、指定管理者の指定について物産館自然案の質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長山室昭憲 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長山室昭憲 討論なしと認めます。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

○議長山室昭憲 全員賛成により本案は原案どおり可決されました。

○

○議長山室昭憲 議案第10号、指定管理者の指定について、南阿蘇村パークゴルフ場の質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長山室昭憲 質疑なしと認めます。これで質疑を終わり、討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長山室昭憲 討論なしと認めます。討論を終わり、本案に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

○議長山室昭憲 全員賛成により本案は原案どおり可決されました。

○

○議長山室昭憲 お諮りします。本臨時会中、誤読によるもの及び議決の結果、その条項字句、数字等の整理、訂正を要するものにつきましては、会議規則第45条の規定によりまして、議長に委任していただきたいと思いますが、これに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長山室昭憲 異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字等の整理、訂正は議長に委任されることに決定をいたしました。以上で、本臨時会に付議されました案件は全て終了いたしました。

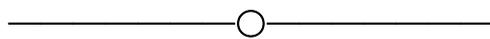
これで、会議規則第8条の規定により、令和6年第1回南阿蘇村議会臨時会

を閉会いたします。

一同、その場に御起立をお願いします。

礼。

お疲れでした。



閉会 午前10時32分